



茨城労働局発表  
平成28年3月1日

【照会先】  
茨城労働局労働基準部監督課  
課長 佐川 正孝  
主任監察監督官 宮崎ひろみ  
(直通電話)029(224)6214

### 平成 27 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ～重点監督を実施した 107 事業場のうち 47 事業場で違法な時間外労働～

茨城労働局(局長 中屋敷 勝也)では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、各種相談等から長時間労働が疑われる事業場や長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して全国一斉に集中的に実施したものです。その結果、茨城県内では、67 事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、47 事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

茨城労働局では、今後も、長時間にわたる残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行ってまいります。

#### 【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： 107 事業場  
このうち、労働基準関係法令違反があったもの： 67 事業場 (62.6%)
- (2) 主な違反内容
- ① 違法な時間外労働があったもの： 47 事業場 (43.9%)  
(※時間外労働協定未届け、時間外労働協定を超えるもの)  
うち、時間外労働(法定休日労働を含む。)の  
実績が最も長い労働者の時間数が  
月 100 時間を超えるもの : 24 事業場 (51.1%)  
うち月 150 時間を超えるもの： 6 事業場 (12.8%)  
うち月 200 時間を超えるもの： 0 事業場
- ② 賃金不払残業があったもの： 2 事業場 (1.9%)
- ③ 衛生管理体制、健康診断について違反があったもの： 12 事業場 (11.2%)  
(※衛生委員会の未設置、定期的に開催されていないもの等)
- (別紙の「1 法違反の状況」を参照)

**【過重労働による健康障害を防止するために事業場で取り組むように行政指導したもの】（重点監督の実施事業場：107 事業場）**

- ① 過重労働による健康障害防止措置が  
不十分なため改善を指導したもの： 69 事業場（64.5%）

（※80 時間を超え 100 時間未満の時間外労働を  
行った労働者に対する面接指導、時間外労働  
時間数の削減等）

うち、時間外労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの：47 事業場（68.1%）

（別紙の「2 健康障害防止に係る指導状況」の(1)を参照）

- ② 労働時間の把握方法が不適正なため  
指導したもの： 7 事業場（6.5%）

（※始業・終業時刻の記録をしていないもの、自  
己申告の労働時間数について申告不足の有無  
に関する調査の実施）

（別紙の「2 健康障害防止に係る指導状況」の(2)を参照）

（「参考資料1」の2を参照）

**【資料】**

- 別紙 平成 27 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況  
参考資料 1 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準  
参考資料 2 過重労働による健康障害防止のための総合対策